

次に、紙おむつのリサイクルについて。

日本衛生材料工業連合会の統計調査によりますと、大人用紙おむつの生産数量は増加をたどり、2024年は95億9,700万枚と過去最高となりました。そのため、環境省によりますと、一般廃棄物に占める紙おむつの割合も2020年度時点では約5%だったところ、2030年度頃には7%程度となる見込みと推計されています。

現在、廃棄される使用済み紙おむつの多くは、市区町村等の廃棄物処理施設において焼却処分されております。紙おむつは、尿などの排せつ物を吸収するため、高分子吸収材が使われていることで、使用済み紙おむつはその吸収剤によって4倍程度に膨らみ、含まれた水分の影響で燃やすのに時間がかかるようになります。そのため、温室効果ガスを多く発生させ、環境に負荷をかけることにもつながります。

しかし一方、紙おむつは素材としては上質パルプ、フィルム、吸水性樹脂から構成されており、再生利用等を行えばパルプ等の有効利用が可能となります。環境省は、紙おむつの再生利用等を促進することにより、一般廃棄物の焼却処理量の減少等による廃棄物処理の合理化や資源循環の促進等にもつながり、今後のさらなる取組の促進を目指すため、現状の整理及び今後の方針について検討を行い、今後の取組の方向性を取りまとめております。それによりますと、使用済み紙おむつの再生利用等の促進として、2030年度までに取組の実施、検討を行った自治体の総数を100とする目標を掲げ、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを発行したことで、全国的に使用済み紙おむつの資源化への関心が高まりつつあるとしています。

そこで、質問いたします。

1点目、本市の年間の紙おむつの廃棄量及び使用済み紙おむつの再生利用についてのお考えを伺います。

2点目、今後、紙おむつのリサイクルをどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

○副議長（篠原茂） 答弁を求めます。近藤市民環境部環境エネルギー局長。

○市民環境部環境エネルギー局長（近藤淳司）（登壇） 紙おむつのリサイクルについてお答えいたします。

本市における年間の紙おむつの廃棄量につきましては、燃やすごみとして他の可燃物と併せて収集しているため、使用済み紙おむつのみの廃棄量を正確に把握することはできませんが、環境省による使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインに記載されている使用済み紙おむつの排出量推計から、本市の一般廃棄物年間焼却量に占める使用済み紙おむつの割合は約6%で2,000トン程度と推計しております。

使用済み紙おむつの再利用につきましては、今後の高齢化進展による使用済み紙おむつの排出量増加が想定され、それらを再利用することは循環型社会の実現に向けた有効な手法であると認識しております。

しかしながら、分別収集における衛生面等の確保やリサイクル技術の難易度の高さなど、様々な課題があり、現時点におきまして導入を推進することは極めて難しいと考えております。

次に、今後の紙おむつのリサイク

ルにつきましては、新たな分別・回収体制の確立、衛生面を含む適正処理の確保に加え、処理費用が高額となる懸念もございます。

しかしながら、ごみの発生抑制と資源循環の推進、適正かつ安定的なごみ処理体制の確立など、循環型社会の実現に向け、今後、紙おむつのリサイクルに向けた検討が進んでいくものと考えられるため、引き続き他自治体やリサイクル事業者の動向等、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（篠原茂） 高塚広義議員。

○19番（高塚広義）（登壇） 循環型社会というのは非常に今後大事でございますので、よろしく願いいたします。